

# 社会保険ひらしま

第4号

- 年頭のごあいさつ
- 令和2年4月から特定の法人について電子申請が義務化されます
- 令和2年4月から、電子申請が利用しやすくなります！
- 電子申請ご利用開始方法（令和2年4月以降）
- 届書のご提出は広島広域事務センターへの直送を！
- 『生活習慣病予防健診』申込み時の手続き方法が変わります
- 限度額適用認定証のお問い合わせは、『チャットボット』をご活用ください
- 令和元年度『医療費のお知らせ』送付のご案内
- 給付に関する申請書は、『新様式』をご使用ください
- 派遣労働者の同一労働・同一賃金の実現に向け、労働者派遣法が改正されます
- 街角の年金相談センター（ご案内）
- 社会保険協会からのお知らせ

1  
2020  
令和2年



福山 明王院

## 「年頭のごあいさつ」

あけましておめでとうございます。

令和2年の年頭にあたり、会員の皆様にはご健勝で新しい年をお迎えになられたことと謹んでお慶びを申し上げます。

また、旧年中は、当協会の事業運営につきまして、多大なるご支援ご協力を賜り、誠にありがとうございます。厚く御礼申し上げます。

昨年も集中豪雨等による災害が全国各地で多発いたしました。広島県内においても未だ、住家等の修繕や交通アクセスが復旧していないところがあり、お見舞いを申し上げるとともに、安全確保を第一に一日も早い復興を心より願っております。

さて、我が国は類を見ない少子高齢化社会の到来で、5年後には65歳以上の人口が30%を超えるといわれ、社会保険に関する業務は増加し益々複雑化してきています。

社会保険制度は次の世代にどう引き継いでいくかが大きな課題となっていますが、安心・信頼を得られる仕組みが確立されることを期待するものであります。

このような状況の中、私ども社会保険協会は皆様方のご期待に沿うよう社会保険制度の普及・周知に、より一層努力をするとともに、健康づくりや社会保険事務講習会等の各種事業を開催し、被保険者やご家族の皆様方の健康並びに福利増進に努めてまいり所存でございますので、本年も引き続き会員の皆様方のご支援ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

子年の本年が、皆様方にとりまして幸多き年になりますよう心から祈念申し上げまして、新年のご挨拶とさせていただきます。



一般財団法人 広島県社会保険協会  
会長 黒木 正純

明けましておめでとうございます。

事業主の皆様、被保険者の皆様におかれましては、平素から公的年金事業の運営に対しまして格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

日本年金機構では、5年ごとに中期計画を策定し事業を進めておりますが、昨年4月から第3期中期計画をスタートいたしました。

第1期及び第2期中期計画では、年金記録問題や不正アクセスによる情報流出事案などの問題事案に対処し、過去の負の遺産を清算してまいりました。第3期中期計画では、高齢者社会を支え、我が国の社会の安定を確保する機構の役割、その原点に立ち返り、改めて前を向いた組織に変わるという意味を込めて「未来づくり計画」を策定いたしました。

日本年金機構のミッションは、「年金制度の正確かつ公正な運用により無年金者をなくし、高齢者等の生活の安定を確保すると同時に、複雑な制度の中で正確な給付を保証すること」でございます。この組織本来のミッションを改めて目標に掲げ、そしてその実現のためのコンセプトを「制度を実務として遂行すること」といたしました。

これらのミッションとコンセプトを柱としながら、令和の新時代におきましても、更なる業務の改善やサービスの向上を図り、信頼される組織と、お客様の期待される未来を徹底して追求してまいります。

本年も引き続きご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げますとともに、皆様方の益々のご発展とご活躍を祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

日本年金機構中国地域部代表  
広島東年金事務所

所長 岩崎 毅



明けましておめでとうございます。

令和最初のご挨拶となりますが、皆様におかれましては、健康やかに清々しく新しい年をお迎えのことと、心よりお慶び申し上げます。旧年中は弊協会への事業運営に対しまして、格段のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本年も加入事業所や加入者様のお役に立てる、健康保険事業に邁進して参ります。その中でも特に注力すべきは、加入者皆様の健康増進や事業所の生産性向上・イメージアップにもつながる「健康経営」の更なる普及促進です。「健康経営」をサポートするため、広島支部にて3年半前に創設した「ひろしま企業健康宣言」では、これまでに約1,400社にエントリーをいただき、積極的かつ先進的に健康づくりへ取り組んでいただいております。

このような、事業所における健康意識を高める取り組みにより、年一回の健診受診をベースとして健康度の向上が期待でき、充実した社会生活や、さらには医療費適正化にもつながることで健康保険料率も抑制されます。是非この「健康づくりの好循環」を拡充していきたいと考えております。

私共も精一杯健康づくりのお手伝いをさせていただきますので、どうぞ本年も弊協会に対しまして、格別のご協力とご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

旧年中は、残念ながら全国的に災害の多い一年でありましたが、本年が皆様にとりまして、新元号に相応しく、穏やかで希望に満ちた一年になることをご祈念申し上げます。新年のご挨拶とさせていただきます。

全国健康保険協会 広島支部  
支部長 神田 和幸



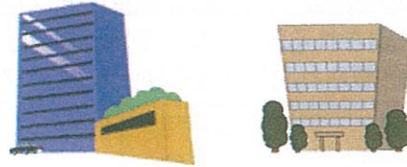
## 日本年金機構からのお知らせ

### 令和2年4月から特定の法人※について 電子申請が義務化されます。

現在、政府全体で行政手続きコスト(行政手続きに要する事業者の作業時間)を削減するため、電子申請の利用促進を図っており、当該取組の一環として、特定の法人の事業所が社会保険・労働保険に関する一部の手続きを行う場合には、必ず電子申請で行っていただくこととなりました。

#### ※特定の法人

- 資本金、出資金または銀行等保有株式取得機構に納付する拠出金の額が1億円を超える法人
- 相互会社
- 投資法人
- 特定目的会社



#### ● 義務化対象の手続き

- 健康保険・厚生年金保険被保険者 報酬月額算定基礎届
- 健康保険・厚生年金保険被保険者 報酬月額変更届
- 健康保険・厚生年金保険被保険者 賞与支払届



#### ● 適用時期

令和2年4月以降に開始される、各特定の法人の事業年度から適用されます。

## 令和2年4月から、電子申請が利用しやすくなります！

- **電子証明書がなくても電子申請ができます！**
- 「GBizID※」から無料で取得できるID・パスワードにより電子申請が可能になります！  
※「GBizID」は、一つのアカウントにより複数の行政サービスにアクセスできる認証システムです。**アカウントの取得に手数料はかかりません！**
- 「GBizID」に対応した「届書作成プログラム※」をご利用ください。  
※「届書作成プログラム」は、申請データを簡単に作成・申請できるプログラムです。日本年金機構のホームページから無料でダウンロードできます。



#### オンライン申請利用マニュアル・照会窓口のご案内

- ◆ オンライン申請利用マニュアル一覧(<https://www.mhlw.go.jp/sinsei/tetuzuki/e-gov/>)
- ◆ e-Gov電子申請講習会資料(<https://e-gov.go.jp/help/shinsei/seminar/html>)
- ◆ 「ねんきん加入者ダイヤル」  
(電子申請・電子媒体申請照会窓口)0570-007-123(ナビダイヤル)  
➢ 050から始まる電話でおかけになる場合は、「03-6837-2913」にお電話ください。



## 日本年金機構からのお知らせ

### 電子申請ご利用開始方法(令和2年4月以降)

#### Step1 「GビズID」のアカウント取得

- ① GビズIDのホームページから「gBizIDプライム作成」ボタンを押下して、申請書を作成・ダウンロード  
(※「GビズID」の詳しい内容、手続きについては、上記ホームページを参照ください。)
- ② 作成した申請書と印鑑証明書を「GビズID運用センター」に送付
- ③ 申請が承認されるとメールが到着(審査に2週間程度必要となります。)
- ④ メールに記載されたURLをクリックしてパスワードを設定すれば手続き完了!



#### Step2 申請データ(CSV)の作成

「届書作成プログラム(※)」または、自社システム、労務管理ソフトで申請データを作成します。

➤届書作成プログラム <https://www.nenkin.go.jp/denshibenri/e-gov.html>

※現時点では「GビズID」には対応していません。

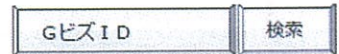
※「GビズID」に対応した「届書作成プログラム」は、令和2年4月1日に日本年金機構のホームページに公開予定です。

#### Step3 電子申請ができます!

「GビズID」に対応した届書作成プログラムから電子申請を行います。



<https://gbiz-id.go.jp>



### 届書のご提出は広島広域事務センターへの直送を!

年金事務所でお預かりした届書等は、広島広域事務センターで、届書の審査及び入力処理を一括して行っております。届書等を年金事務所に郵送された場合は、広島広域事務センターへ回送する日数分だけ、事務処理が遅くなります。

少しでも早くお客様のお手元へ健康保険被保険者証や通知書等をお届けするため、**広島広域事務センターへの直送にご協力ください。**

【広島広域事務センターで取扱う届書等】

資格取得届、資格喪失届、被扶養者(異動)届、賞与支払届、報酬月額算定基礎届、報酬月額変更届 等

<広島広域事務センター 送付先>

〒730-8602

広島市中区中島町3-25 ニッセイ平和公園ビル

日本年金機構 広島広域事務センター 宛



## 全国健康保険協会からのお知らせ

協会けんぽ

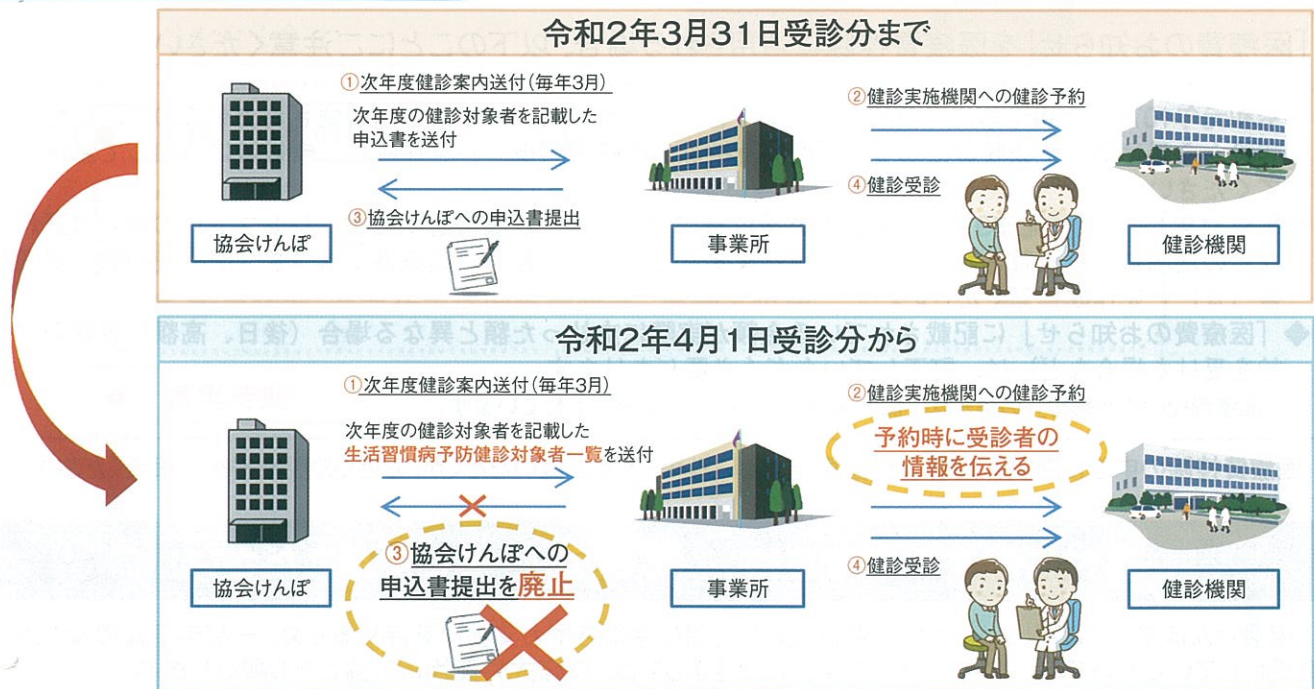
### 『生活習慣病予防健診』 申込み時の手続き方法が変わります

協会けんぽでは、生活習慣病の予防や疾病の早期発見のため、加入者（被保険者）様向けに生活習慣病予防健診を実施し、健診費用の一部を補助しています。

現在、生活習慣病予防健診を受診するにあたっては、協会けんぽに対する申込書提出が必要ですが、加入者（被保険者）・事業主様の事務軽減の為、**令和2年4月1日受診分から、協会けんぽへの申込書提出を廃止することといたしました。**

### <変更ポイント> 協会けんぽへの申込書の送付が不要となります！

#### 申込書廃止に伴うイメージフロー



### 限度額適用認定証のお問い合わせは、『チャットボット』をご活用ください

※チャットボットとは、「ネット上のおしゃべり」を意味する「チャット」と「ロボット」の略語である「ボット」を組み合わせた用語です。

入院や手術などの予定があり、高額な医療費がかかる際には限度額適用認定証を申請ください。病院の窓口に提示いただくことで、ひと月の自己負担限度額までの支払いとすることができます。

協会けんぽでは、今年度よりホームページ上に「チャットボット」を導入しており、限度額適用認定証についての制度や申請方法等について、いつでも簡単にご確認いただけます。

#### 限度額適用認定証の「チャットボット」のご案内はこちらから

協会けんぽ チャットボット 検索

<推奨環境：PC>  
Internet Explorer：ver.11以降  
Firefox：最新版  
Chrome：最新版  
Safari(iOS)：最新版

<動作保障環境：スマートフォン>  
Safari(iOS)：最新版  
Android OS：最新版



 **全国健康保険協会からののお知らせ**  
協会けんぽ

**令和元年度「医療費のお知らせ」送付のご案内**

加入者の皆様にご自身の医療費について確認いただき、健康や医療費に対する関心を高めていただくことを目的として「医療費のお知らせ」を年1回発行しております。

《事業所担当者様へお願い》

令和元年度の医療費のお知らせは、**平成30年10月～令和元年9月受診分**までのものを、**令和2年1月中旬から2月上旬**に事業所へ順次お届けします。  
加入者（被保険者）様に、**開封せずに、配布**をお願いいたします。



《加入者（被保険者）様へお知らせください》

「医療費のお知らせ」を医療費控除に活用される場合、以下のことにご注意ください。

- ◆ 令和元年10月～令和元年12月受診分については「医療費のお知らせ」には記載されませんので、医療機関等から受け取った領収書に基づき「医療費控除の明細書（※）」を作成し、申告書に追加して添付してください。
  - ◆ 平成31年1月～令和元年9月に受診された医療費についても、診療報酬明細書（レセプト）の請求の遅れなどの理由により記載されない場合があります。こうした場合も、領収書に基づき「医療費控除の明細書（※）」を作成してください。
  - ◆ 「医療費のお知らせ」に記載されている金額が実際に支払った額と異なる場合（後日、高額療養費の支給を受けた場合など）は、訂正していただく必要があります。
- ※ 「医療費控除の明細書」の様式は、国税庁のホームページに掲載されています。

医療費控除の申告に関するご質問は、国税庁のホームページをご覧くださいか、お近くの税務署へご相談ください。

**給付に関する申請書は、「新様式」をご使用ください**

協会けんぽでは、ご提出いただいた申請に対し円滑に手続きやお支払いを進めるため、一部申請書の様式を変更させていただいております。下記の申請書につきましては、新様式の使用にご協力をお願いします。

〈新様式の申請書〉

- |              |              |                |
|--------------|--------------|----------------|
| ① 傷病手当金支給申請書 | ② 出産手当金支給申請書 | ③ 出産育児一時金支給申請書 |
| ④ 埋葬料支給申請書   | ⑤ 高額療養費支給申請書 | ⑥ 療養費支給申請書     |

**Q&A**

- Q.**いつから新様式で申請するのですか？  
**A.**令和元年5月から新様式へ変更させていただいております。申請にあたりましては、郵送によるお手続きにご協力をお願いします。
- Q.**これまでの様式は使えなくなりますか？  
**A.**これまでの様式も引き続き使用できますが、事務処理の効率を高め、円滑に給付金をお支払いするため、可能な限り新様式をご使用いただきますようご協力をお願いします。
- Q.**新様式はどこで入手できますか？  
**A.**協会けんぽのホームページから入手できます。また、全国のコンビニエンスストアに設置してあるマルチコピー機で印刷できる「ネットプリント」（有料）でも入手できます。

《問い合わせ先》



**全国健康保険協会 広島支部**  
協会けんぽ

TEL : 082-568-1011  
受付時間 : 平日 8:30~17:15  
URL : <http://www.kyoukaikenpo.or.jp>

～協会けんぽ広島支部は加入者の皆様全員の健康増進をめざします～



## 広島県社会保険労務士会

派遣労働者の同一労働・同一賃金の実現に向け、労働者派遣法が改正されます。

## 2020年4月 スタート

事前の規定準備は進んでいますか？ 改正点は3点です。

- ① 不合理な待遇差をなくすための規定の整備  
派遣先均等・均等法式 労使協定方式の選択
- ② 派遣労働者の待遇に関する説明義務の強化  
労働条件に関する事項の明示（昇給・退職手当・賞与の有無など）など
- ③ 裁判外紛争解決手続（行政ADR）の規定の整備  
派遣労働者と派遣元または派遣先との間のトラブルとなった場合の規定の整備

◆詳細はお近くの社会保険労務士、広島労働局にお尋ねください

## 街角の年金相談センター（ご案内）

街角の年金相談センターでは、厚生年金保険・国民年金の受給に関する相談・年金見込額・各種手続き等を無料で行っております。是非、ご利用ください。

**相談時間** 午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日は除く）

## 街角の年金相談センター広島

広島市中区橋本町10番10号 広島インテスビル1階

## 街角の年金相談センター福山

福山市東桜町1番21号 エストパルクビル6階

※なお、電話での“年金相談”は行っておりません。

## 広島県社会保険協会からのお知らせ

## DVD貸出のご案内

Kenko Cafe Story 全4巻

1. はじめてのウォーキング&ジョギング
2. 若々しい身体をキープ！エクササイズ&ダイエット
3. Good-bye ストレス
4. 正しく知れば怖くない がんのお話

外、ご希望に合ったものをホームページからもお選びください。

DVDは、会員の方に無料で貸し出しておりますので、ご希望の方はFaxまたは郵送にてお申し込み下さい。

2019年度会員特典  
施設利用補助券

ご利用されていない会員の皆さま、まだ間に合います！健康増進事業の温泉や観光の補助券をお申込ください。

寒い冬にお近くの温泉施設でぽかぽかと暖まってください。

※利用補助に関する情報は、ホームページをご覧ください。



## 広島県社会保険協会からのお知らせ

### 2019年度 社会保険事務担当者養成講座・キャリアアップセミナーを開催しました。

初任者向けの社会保険事務担当者養成講座（広島・福山会場）は、6月から毎月1回開催し、11月で全6回コースを終了しました。2会場において延べで538名の皆様にご参加いただきました。同様に、上級者向けのキャリアアップセミナー（広島会場）も開催し、延べ204名とたくさんのご参加をいただきました。なお、養成講座においては7月に協会けんぽから「健康保険に関する事務手続きについて」、10月には日本年金機構から「扶養認定事務の変更点等」「日中社会保障協定」等タイムリーな話題で、制度解説のご協力をいただきました。



### 年金ライフプランセミナーを開催

2019年9月7日（広島会場）、9月14日（福山会場）において、高橋佳良子ファイナンシャルプランナーからは、「ライフプランと資金計画」の演題で、これからの人生を自分らしく暮らすためにライフプランの必要性やその立て方、資産管理・運用のお話や終活について面白く役立つお話を、飯田ひとみ社会保険労務士からは「定年退職後の年金と保険」の演題で、年金の受給や医療保険の加入等について、わかりやすく丁寧に説明があり、皆さん楽しみながら受講されました。



### 全国の宿泊施設等が優待料金でご利用できる「施設優待事業」のご案内

会員事業所の皆様が、全国のホテル等の契約施設を優待料金でご利用いただける事業を、（一社）全国社会保険協会連合会と共同で実施しています。

ご利用にあたっては、当協会が発行する「施設利用会員証※」が必要になりますので、ご希望の際は当協会のホームページから「申込書」をダウンロードしていただくか、当協会にお電話ください。

詳しい優待施設のご案内やご優待内容については、ホームページをご覧ください。

※一部施設の優待内容は「施設利用会員証」と同時にお送りする「パスワード」がないとご覧になれません。

#### ご利用いただける優待施設（最新情報はホームページをご覧ください）

- 船員保険会（4施設）
- ホテル法華クラブグループ（19施設）
- 高輪・品川プリンスホテルグループ（4施設）
- プリンスホテル優待プラン（全国のプリンスホテル・スキー場・ゴルフ場等）
- 湯快リゾートグループ（28施設）
- ダイワロイヤルホテルズ（27施設）
- かんぽの宿（50施設）
- HMIホテルグループ（53施設）

【ご注意】 この「施設優待事業」は、当会の会員特典「健康増進事業」とは別に（一社）全国社会保険協会連合会との共同で実施する全宿泊施設の優待です。

広島県社会保険協会の「健康増進事業」の施設利用は従来どおりご利用できます。

